

田美一が、西洋画科委員に吉年素彦と長島豊が選ばれ、また、委員の中から特別委員として書籍係に岩田、田中、吉年が、会計に豊田が、記録係に遠藤、和田が、短歌部委員に同じく和田が選ばれた。

短歌部は和田茂生の熱意により、活動がなかなか盛んで、月報には彼らの作が多く掲載されている。佐伯祐三なども「死の国」「行く年」「冬のある曇れる日」の短歌を寄稿している。部員には外に宮沢均、住吉良康、遠藤教三、富永親徳、山田新一、衣川草太郎、森正、吉田絢吉、豊田勝秋その他が居た。また、月報には短歌欄の姉妹篇として自由詩の欄も設けられ、吉田絢吉、須藤雅路その他が寄稿している。

漢詩部は生徒に敬遠されたのか、月報の漢詩欄に登場するのは大村西崖、芦沢閑(刀川)、白井雨山、小場恒吉等、殆ど職員のみであった。なお、文芸部は発足後間もなくレコードコンサートを行なったが、それを機に蓄音器部が設けられ、音楽愛好家の人気を呼んだ。

⑮ 四十年社

明治四十年本校西洋画科入学者のなかにはユニークな人物が多かった。彼らは卒業後はさまざまな研鑽の途を歩んだが、大正九年三月二十三日に至り、親睦のため新たに四十年社を結成し、毎年作品展を開くこととなった。『東京美術学校校友会月報』第十九巻第一号の記事によれば、社員は次の十四名であった。

御厨純一、神津港人、北島浅一、佐藤哲三郎、工藤三郎、清原重一、三国久、斎藤素巖、片多徳郎、萬鉄五郎、金沢重治、野元義

雄、熊岡美彦、浅井松彦

第一回展の様子は『中外商業新報』(大正九年三月二十八日)が次のように伝えている。

四十年社展覽會 美術に限らず學校卒業生で或る一年に限り多數の秀才を産出する事のあるのは屢々實見する所であるが明治四十年入學の美術學校^(西洋)西畫科生も此の感じがある。先づ院展の寵兒片多徳郎氏がある。美術院の賣つ兒齋藤素巖氏がある。二科會の鬼才萬鐵五郎氏がある。此等の人々が一つの級から出たと云ふのは興味のある事である。▲今度此の人達が集まつて友誼上の組合を作つて四十年社と名附け廿五日から十日間東京美術學校の俱樂部で作品展覽會を開いた。▲北島浅一君の八點中では「對岸の雪」の水の微光が非常によく描けてゐる。「瓜」はバックと人物との關係が面白い。「湯ヶ島」も軽い筆である。▲御厨純一君の八點では「暖日」が努力した作である。「秋の日」「山の公孫樹」「滿潮」等にも氏の特長が現れてゐる。▲三国久君の三點中「砂糖くり」は裝飾畫として上氣なるものだ。▲片多徳郎君の五點中「冬の谷間」「中禪寺湖畔」「靜物一」が頗る光つて居る。▲金澤重一君の五點では「老人」の表情頗る面白く「靜物」の壺の色は微妙な感じを出して居る。「輕井澤の晩秋」も佳作だ。▲齋藤素巖君のデッサン四點は流石に彫刻家らしい確實性に富んだものである。▲工藤三郎君の四點中では「曇り日」「漁村」が氏一流のメリコリーな調子を出して居る。▲佐藤哲三郎君の二點は「女の習作」に芳烈な肉の囁きを聞くことが出來た。▲萬鉄五郎君の六點

では「風景」「少女」に於て威壓的な感じを受けた ▲清原重一君の八點では「晩秋の山」「秋の山畑」「静物」に色譜のハーモニを聞く ▲浅井松彦氏の八點では「秋近し」「軍艦」「九谷焼」の小品に頗る見るべき佳作が多い ▲神津港八君の三點は「横顔」「雪の日」に健實性が認められた(白象)

⑩ 工芸史研究室

大正九年新設の工芸史研究室(55頁参照)は研究報告第二輯として香取秀真講師の研究による『馨』を翌十年十二月に出版した。八ツ切り馨拓の写真約百七十枚のコロタイプ印刷。森鷗外帝室博物館総長の題字、正木校長の序、年表、香取秀真の論文を収録。大和綴れの箱入りで、一部十六円であった。『東京美術学校校友会月報』第二十卷第六号は、「馨(馨)の研究は本書に依つて極まり、其圖様の變化と雅致に富む點は、工藝美術家の参考書として之にすぐるものなかる可しと稱せらる」と紹介している。

⑪ 帝展工芸部門設置運動の開始

第二卷に記したとおり、本校工芸部出身者から成る工芸美術會(正式名称は新興美術會)は、大正八年十一月に趣意書と規則書を發表し、翌九年早々、帝展工芸部門設置運動を開始した。その活動狀況(九年一月〜十年四月)は『東京美術学校校友会月報』第二卷第二号に次のように記載されている。

○本校工藝部卒業生に依つて成る工藝美術會は大正九年一月より

同十年四月末に至る経過報告を印刷になし發表せり 内容左の如し。

工藝美術會自大正九年一月初至同十年四月末経過報告

一月二十三日評議員會開催 昨年度ヨリノ懸案ナル帝國美術院ニ工藝美術部ヲ設置スルノ建議案ニ關シ文部當局へ提出ス可キ建白書ノ原案ニ就キテ協議ヲ遂ゲ再ビ杉田評議員ニ字句ノ推敲ヲ托ス、席上島田佳矣氏ヨリ客秋西下ノ節澤田誠一郎氏ト共ニ此件ニ就キ(京)都ニ於ケル帝國美術院會員諸氏ヲ訪問セルニ竹内栖鳳山本春舉兩氏共ニ不在ニテ執事ニ要領ヲ申置キテ辭去スルノ止ムヲ得ザリシ旨ノ報告アリ、次ニ工藝會ノ意志ヲ尙各方面ニ披瀝スルノ必要ヲ認メ評議員各分掌シテ文部當局、帝國美術院長、幹事、會員其他ヲ訪問陳情ス可ク其部署ヲ定メタリ 但折柄帝國議會開會中ニテ各當局ハ多忙ナル可ケレバ其閉會ヲ俟ツテ各所定ノ訪問ヲ爲ス事ニ決ス、更ニ請願書ハ肉筆トシ用紙外箱等ニ意ヲ用ヒ及其副本ヲ印刷シテ各帝國美術院會員諸氏ノ手元ニ參考トシテ差出ス事トシ請願書及外箱調製ノ分擔ヲ定ム 同二月一日請願書文案成ル左ノ如シ

請願書

明治四十一年ニ文部省ガ美術展覽會ヲ開催セラレテ以來我國ノ美術ガ長足ノ進歩ヲ來シタコトヲ認メナイ者ハナイデアリマセウ

美術ハモト個人ノ自己表現デアルトコロカラ或ル者ハ共力發展ノ策ヲ講ズルノ必要ヲ認メズトシテ種々其主義ニ固定シ或者ハ背反雷同其變化極マリナケレドモ漸次各派各流ノ美術家(眞摯)